



青公職第159号
平成22年10月20日

事業主 各位

青森公共職業安定所長
(公 印 省 略)

平成23年3月新規学校卒業予定者等を対象とする就職面談会
及び就職支援セミナーの開催について

職業安定行政の運営につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月新規高等学校卒業予定者を対象とする管内の求人は、9月末現在(速報値)において、59件141人となっており、前年に比べ件数は1件(1.7%)増加しているものの、人数で25人(15.1%)の減少となっており、また、県外からの連絡求人数も290人と前年に比べ38人(11.6%)の減少と大変厳しいものとなっております。

その結果、9月末における県内就職希望者の内定率は5.3%(前年同時期10.4%)、県外就職希望者の内定率は25.2%(前年同時期39.2%)と低迷しております。

また、大学・短大・専修学校等の学生(以下「学生」という。)に対する求人も同様に大変厳しい状況となっております。

しかしながら、その一方で未充足となっている求人もあります。

多数の就職未内定者がある一方で未充足の求人があるという状況は、新規高等学校卒業予定者及び学生の事業所や仕事内容に関する理解不足と職業意識の未形成がその一要因と考えられることから、就職未内定者を対象として、下記により就職面談会(事業所からの説明)、就職支援セミナー、職業相談を実施することと致しました。

このなかの就職面談会は、事業所の皆様にとっても、生徒及び学生に対する事業所紹介や求人内容説明の場として、また、幅広く生徒及び学生と面談できる場として活用いただくことができ、人材確保に資するものと考えます。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、就職面談会へのご参加をお願い申し上げます。

また、当就職面談会の参加に関わらず、求人についてのご相談などございましたら、お気軽にご連絡ください。

記

1. 開催日時及び対象者

(1) 平成22年12月7日(火)

13時00分～16時00分(就職面談会は13:30から16:00)



007 007 10 10

(対象者)

平成23年3月卒業予定の学生及び大学・短大・専修学校等の既卒者で卒業後概ね3年以内の者

(2) 平成22年12月9日(木)

午前の部 9:00~12:00 (就職面談会は9:30から12:00)

午後の部 13:00~16:00 (就職面談会は13:30から16:00)

(午前の部、午後の部で生徒が入れ替えとなります。)

(対象者)

平成23年3月新規高等学校卒業予定者

2. 開催場所

アピオあおもり(青森市中央3丁目17-1)2階

就職面談会はイベントホールにて実施します。

3. 実施内容

(1) 就職面談会(事業所と生徒及び学生等の面談)

事業所からは求人票をもとに、求人条件、職務内容、事業所の求める人材像などの説明及び生徒及び学生等からの質問などへの回答をお願いします。生徒及び学生等からは、応募の意思のある場合は、その旨を伝える機会を設けることとします。

ただし、この面談会のみで選考を行う又はその場での採否を決定するといったものではなく、事業所からの求人の説明等並びに生徒及び学生等の職業意識の形成を図る機会と位置づけておりますのでご理解をお願いします。

(2) 就職支援セミナー

講師によるミニセミナー

(3) 職業相談

安定所職員による職業相談

4. 就職面談会の運営

(1) 各事業所の面談コーナー

就職面談会場は、ブース形式により各事業所の面談場所を設け、各面談場所に希望の生徒及び学生等が訪問し、面談する形態とします。

各面談場所との境には仕切りはありませんのでご了承願います。

(2) 説明時間

生徒を対象とする面談会では、生徒が効率的に複数の事業所を訪問できるようにするため、1回の説明時間を30分とし、説明の開始及び終了を各事業所共に一斉に実施することとしますのでご了承願います。

面談会の時間内で、生徒は最大4社と面談することができます。

学生等を対象とする面談会では、生徒を対象とする際のような説明時間の制限は設けませんが、複数の事業所との面談を計画している学生等もいますので、概ね30分程度を目安として実施していただくようお願いします。

5. 参加申し込み

ご参加を希望する場合は、別添「参加申込書」に必要事項を記載の上、11月5日までに青森公共職業安定所ハローワークヤングプラザへファックスしてください。申込みのあった事業所には、あらためて、詳細について文書を送付いたします。

なお、参加対象事業所は、平成23年3月卒業予定の高等学校生又は学生を対象とした平成23年3月新卒者用求人を安定所に提出している事業所であって、応募が可能な求人を有する事業所としておりますので、新卒用求人票をまだ提出されていない事業所につきましては、参加申し込み後速やかに新卒用求人票を、求人提出事業所を管轄する公共職業安定所に提出してください。

ただし、各種保険（社会保険、雇用保険等）の加入状況や、労働関係法等、法律で定められた要件を満たしていない雇用条件等がある場合は、求人を受理できませんのであらかじめご了承ください。

また、申込期限日以降に新卒者の募集計画が立ち、当面谈会に参加を希望される場合は、遠慮なくご連絡ください。

担当

面談会の実施について

ハローワークヤングプラザ

(アスパム内) 藤根

電話017-774-0220

新卒求人の提出について

青森公共職業安定所

事業所部門 高谷、越田

電話017-776-1561

(自動音声案内 31#)

別添

11月5日までに

ご回答願います。

送信票は不要です。このまま送信してください。

送信先：ハローワークヤングプラザ
FAX 017-721-1221
担当：藤根 あて

参加申込書

事業所名： _____

雇用保険適用事業所番号 _____ - _____ - _____

連絡担当者： 役職 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

面談会への出席者： 役職 _____ 氏名 _____
(予定でも結構です)

役職 _____ 氏名 _____

参加希望日：希望日に○を付けてください。(両日でも結構です。)

12月7日(学生等対象日) 12月9日(高校生対象日)

採用予定について：以下に記載してください。求人をもまだ提出していない場合は、求人受付番号は不要です。求人を提出している事業所で、既に採用内定がある場合は、記載時点における採用予定人数を記載してください。

求人受付番号 _____ 職種 _____ 採用予定人数 _____ 人

求人受付番号 _____ 職種 _____ 採用予定人数 _____ 人

求人受付番号 _____ 職種 _____ 採用予定人数 _____ 人

※ この申し込みをする時点で、まだ新卒用求人を提出していない場合は、早めに新卒用求人の提出をお願いいたします。

なお、新卒用求人票等、新卒用求人に関する書類をご希望の方は、最寄りの公共職業安定所にご相談ください。